

第1回「最低税率課税制度及び外国子会社合算税制のあり方に関する研究会」
議事要旨

○日時：2022年6月17日（金）15:00-18:00

○場所：対面+オンライン（Teams）ハイブリッド開催

○出席者（五十音順、敬称略）

・委員

田近 栄治座長、青山 慶二委員、菖蒲 静夫委員、太田 洋委員、岡村 忠生委員、栗原 正明委員、曾我部 彩委員、竹中 英道委員、竹本 陽一委員、山岸 哲也委員、吉田 安宏委員、吉村 政穂委員、梁 文馨委員

・講師

東京財団政策研究所 岡 直樹 研究者、税理士

・オブザーバー

（経済団体）

一般社団法人日本経済団体連合会 小畑 良晴 経済基盤本部長、
一般社団法人日本貿易会 藤井 正之 政策業務第一グループ長

（関係省庁）

財務省主税局参事官室 木原 大策 参事官

国税庁調査査察部調査課 磯見 竜太 国際調査管理官

金融庁総合政策局総合政策課 高田 英樹 課長

経済産業省経済産業政策局企業行動課 大貫 繁樹 課長

・経済産業省

経済産業省貿易経済協力局 飯田 陽一 局長

岩永 正嗣 大臣官房審議官（貿易経済協力局担当）

○議事要旨

【開会】

(飯田局長より簡潔に挨拶)

【座長挨拶】

(田近座長より簡潔に挨拶)

【事務局からの開催趣旨説明】

(垣見課長より説明)

【ゲスト講師からのご講演】

(岡様よりご講演)

【産業界からのプレゼン】

(小畑経済基盤本部長、及び吉田委員よりそれぞれプレゼン)

【金融庁からのプレゼン】

(金融庁 今井調整官よりプレゼン)

【事務局資料説明】

(垣見課長より事務局資料に沿って説明)

【質疑応答】

(前半部分まとめて質疑応答を行った)

【研究会委員等による意見交換】

○議論①：(海外直接投資の現状と課題)

主に産業界より状況を説明。

○議論②：(本研究会の論点案について)

- ・ G 1 o B E ルールの導入に伴う事務負担増大に対応して C F C 税制を見直し、事務負担の軽減を図ることが一つの論点である。加えて、G 1 o B E ルールの導入に伴い租税競争やタックスヘイブンが消え、C F C 税制の必要性が薄れる部分があることから、C F C 税制の対象範囲を縮小できるという期待があった。しかし G 1 o B E ルールは、超過利益に対して 1 5 % の税率がかかるだけで、通常利得の部分に対して 1 5 % がかかる訳ではない。それゆえ、G 1 o B E ルールが導入され超過利益がトップアップ課税の対象となっているとしても、C F C 税制の必要性が低くなるという話にはならないのではないか。また、G 1 o B E ルールでのカーブアウトの割合をどう考えるかという点も重要である。
- ・ 企業が G 1 o B E ルールと C F C 税制の実務を運用していく上で、両者をどのように統一又は省力化できるかは最大限考慮する必要がある。
- ・ G 1 o B E ルールにおいて、仮に C b C R セーフハーバーが導入され、ある国が C b C R ベースの簡易な計算で外せるとしても、当該国に Q D M T T が入っている場合、連結財務諸表から当該国のトップアップ税額を企業が計算しなければならないように思われる。この場合、セーフハーバールールにより企業実務が簡素化するとも思えない。企業の実務負担を軽減するには、C F C 税制に係る事務負担の簡素化をせねばならないのではないか。
- ・ C F C 税制が捕捉すべき租税回避は何かという点について議論を尽くさないと事務負担だけ残り、企業にとって不満だけが残ることにならないか。
- ・ G 1 o B E ルールについては、企業側でも準備が必要。他方で、今年中に国内制度としての G 1 o B E ルールの骨子が明らかになれば準備対応を行うことが難しく、できればその期間は 1 年以上確保いただきたい。その際、現在、C F C 税制や C b C R への対応を目的として収集している情報に加えて、新たにどのような情報が必要か明らかにされることが好ましい。
- ・ C F C 税制が租税回避を意図した取引を補足する制度であることについては、あまり相違がないところと思われる。そのため、単なる簡素化論ではなく、租税回避を意図した取引や、租税回避を意図した取引が現れる所得の定義を議論するのが重要なのではないか。

- ・ピラー2のコメンタリーについて、通達やQ&Aの形にするなど、日本国内法などにおける位置付けを明確にすることが納税者にとって必要である。
- ・G10BEルールにおけるトップアップ税額について、期末に一括納付を行うのであり、期中に支払うことはないという点を明確にしていきたい。
- ・海外M&Aにおいて、企業を買収した瞬間に日本のCFC税制が適用される理論的根拠はないのではないか。また、現行のPMI特例制度の猶予期間並びに譲渡対象株式への制限を大胆に緩和し、その期間に、買収後、整理すべき会社は整理をすることも有用ではないか。さらに、海外事業ポートフォリオの入れ替えの必要性が生じた場合に、税が理由で入れ替えができないとしないようにしておくべきではないか。
- ・対象企業について、G10BEルールは年間総収入額が750百万ユーロ以上の企業を対象とするが、現行のCFC税制はG10BEルールの対象外となる企業も含む。こうした中でG10BEルールの導入に伴うCFC税制のあり方を議論していくには、対象企業の扱いについても検討する必要がある。
- ・G10BEルールの導入により、ルールの対象となる企業には過剰な事務負担が生じると見込まれる点と、最低税率課税が担保される点を踏まえると、CFC税制の適用を大幅に除外又は簡素化されるべきである。他方で、G10BEルールの対象とならない企業については、仮にCFC税制の簡素化の対象とすると、CFC税制が本来対象としていた租税回避に対応できるのか留意が必要。両者を分けて議論するという点も検討する余地があるのではないか。
- ・日本の多国籍企業グループが海外の多国籍企業グループとの間でレベル・プレイング・フィールドを確保できるかという観点と、日本国が他国との税源獲得競争においてレベル・プレイング・フィールドを確保できるかという観点がいずれも必要である。
- ・事業基準、所在地国基準/非関連者基準の見直しは必要である。
- ・CFC税制における書面添付要件は、企業の実質的な負担となっている。企業負担を実際に減らすためには、合算課税がないことの確認のために膨大な作業が発生しているという実態について詳細な議論を行う必要があるのではないか。
- ・日本企業が海外の多国籍企業群を買収した場合に企業群の整理をすると全部課税されるというのは、制度自体として極めて不合理である。また、多国籍企業群を買収した

後の整理を、PMI特例という限定された形でしか認めないこと自体が不合理であり、投資立国として海外に進出していく必要がある日本からすると、制度の見直しが必要なのではないかと考える。

- 非関連者基準について、例えば、数百人の従業員を抱えながら物流業やマーケティングに従事しているような実態がある企業についても現行の非関連者基準を満たさないと判断されている状況を踏まえると、現状のCFC税制の趣旨である、租税回避の定義を議論していくことが大事なのではないか。
- G10BE情報申告書の提出について、適格当局間の合意があれば親会社が提出できると規定されている。当局間の合意を積極的に進めていただきたい。
- CFC税制の部分対象外国関係会社の合算対象となる受動的所得のうち配当について、持株割合の判定をグループ通算で認めるようにするべき。
- 極めて複雑なG10BEルールの制度設計に鑑み、ピラー1と同様に税の安定性に向けた対応措置が必要ではないか。とりわけ当局への事前の相談や確認プロセスを通じたdispute preventionの仕組みが必要。
- CFC税制の簡素化が今後どのような議論になるとしても、旧トリガー税率の20%という基準は必ず残すべきである。
- CFC税制については、「過剰合算」と「過度な事務負担」の二つの負担が課題として認識している。「事務負担の簡素化」だけでなく「過剰合算の是正」も検討の対象とすべきと考える。「過剰合算の是正」については、日本企業の海外での健全な事業活動の妨げとならないよう、CFC税制を海外への所得移転の防止に特化した税制とすることも検討できないか。そのためにも、CFC税制が対象とする租税回避行為について、改めて議論を進めてはどうか。「事務負担の簡素化」については、対象会社を絞り込むことが企業の事務軽減に最も効果がある。会計上の利益が少額の子会社は、所得移転先である蓋然性は低いため、CFC税制適用を免除してはどうか。

(以上)

お問合せ先

貿易経済協力局 投資促進課

電話：03-3501-1662

FAX：03-3501-2082